

令和6年 第19回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 議案等審議結果	4
○ 会議の顛末	5～10

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和6年12月2日（月） 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第27号	第2期川西市こども・若者未来計画（案）に対する 意見提出手続きの実施について	

○ 出席者

教 育 長 石田 剛

委 員 治部 陽介  
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉見 昇一

委 員 金子 愛

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
こ ども 未 来 部 長	岡本 敬子
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
こ ども 未 来 部 副 長	増田 善則
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 政 策 課 長	富本 幸二郎
こ ども 政 策 課 長	柳本 一志

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	石黒 未央
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果
議 案 第 27 号	第 2 期川西市こども・若者未来計画 (案) に対する意見提出手続きの実施に ついて	6.12.2	6.12.2	可 決

○会議の顛末

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 ただ今より、令和6年第19回川西市教育委員会臨時会を開会いたします。まず初めに、本日の出席者をご報告いたします。本日、全員出席でございます。
- 倉見委員、治部委員につきましてはオンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員 はい。倉見です。入室しております。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 治部委員、入室確認をお願いいたします。
- 治部委員 入室しています。お願いします。
- 石田教育長 はい。よろしくお願いいたします。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。
- 事務局の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長 (田中) 本日の事務局職員の出席についてご報告申し上げます。本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。
- どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、金子委員、佐々木委員をお願いいたします。
- よろしくお願いいたします。
- それでは、日程第2、議案第27号「第2期川西市子ども・若者未来計画(案)に対する意見提出手続きの実施について」であります。
- 事務局から説明をお願いいたします。
- 子ども政策課長 (柳本) それでは、議案第27号、第2期川西市子ども・若者未来計画(案)に対する意見提出手続きの実施についてご説明いたします。
- 本案は、第2期川西市子ども・若者未来計画を策定するに当たり、意見提出手続きを実施することについて、川西市教育委員会事務処理規則第

10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

お手元には、資料の1から4までをお配りしておりますが、まず、資料1からご覧ください。

川西市こども・若者未来計画につきましては、今年度をもって現行計画の期間が満了いたしますことから、新たに計画期間を令和7年度から11年度までとした、次期計画の策定を現在進めているところであります。

これまで、こども・若者未来計画を担当する附属機関であります、川西市こども・若者未来会議での協議を重ねて作成いたしました本件計画案に対し、このたび、川西市参画と協働のまちづくり推進条例に基づいて、市民の皆さまから意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを実施いたします。

意見の募集期間は、本年12月17日から来年1月17日までとする予定であり、計画案の公表方法や意見の提出方法におきましては、資料1の2以降に記載しているとおりで予定しております。

続きまして、資料2に基づきまして、第2期川西市こども・若者未来計画（案）の概要を説明いたします。

資料2をお開きください。資料2の最初のページの目次のところですが、現行計画で子ども・子育て施策と若者育成支援施策の2つに分かれていました施策展開の項目について、本件計画案においては統合して、第4章「施策の展開」としてしています。従いまして、現行計画は8章立てですが、本件計画案では7章立てとなっています。

次に、1ページから、第1章として、計画の概要を掲載しています。その中で、5ページ「計画の法的根拠」というところで、従来は4法に基づく計画でしたが、今回から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」も含めまして、5法に基づく計画としております。

次の6ページです。計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、令和9年度に中間見直しを予定しています。計画の対象者は、おおむね39歳までという点は現行計画と同じでございます。

次に、10ページから、第2章「こども・若者を取り巻く現状」としまして、アンケートなどに基づくデータと資料を掲載しております。

少し飛びまして、次に77ページから、第3章「計画の考え方」としまして、基本理念と基本目標を掲載しています。基本理念を「すべての子どもたち最良のスタートを～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづ～」とし、その下に6つの基本目標を設定しています。

次に、81ページからの、第4章「施策の展開」ですが、まず、82ページから84ページまで、重点施策ということで、新規で行う事業などを記載し

ています。

その中で、特に教育委員会に関連する事業で言いますと、82ページの2の(2)の②の項目にあります「学校等を活用したこどもの居場所づくり」、その下の「多様な学びの機会の拡充」、その横の「市内中学校における部活動の社会移行の推進」。

次の、3の(1)の②の項目の「就学前教育保育の拠点施設の取組実施」。

次の、83ページの4の(1)の①の項目にあります「川西の教育アクションプラン実践事業の充実」。その下の「小学校体育館への空調設備の設置推進」などになります。

その次の85ページからは、各基本目標ごとに施策の取り組み内容などを記載しています。

少し飛びまして、116ページから、第5章「事業計画」として、教育保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載しています。

次に、137ページから、第6章として「就学前教育保育施設のあり方」について記載しています。この部分につきましては、昨年度策定しました、「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方」についての素案の内容を踏襲して記載しており、本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、市立認定こども園を拠点施設として位置付けること、その担うべき機能や取り組み内容、体制などを記載しています。

また、拠点施設として位置付けない認定こども園の在り方についても記載し、それらを踏まえまして、146ページから、市立幼稚園、市立保育所の一体化方針について記載しています。この部分につきましても、素案に記載していたとおり、久代地区のこども園については、市営久代団地跡地を整備場所として、民間法人による整備運営とし、多田地区については、多田保育所敷地を整備場所として、市が運営整備することとしております。

最後に、149ページから、第7章「計画の推進体制」として、計画の推進に向けての体制や評価指標などを記載しています。

以上が資料2に基づく、第2期川西市こども・若者未来計画(案)の説明でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。先ほどご説明しました、第2期川西市こども・若者未来計画(案)の内容をまとめた概要版になります。概要版には、計画の基本理念や基本目標、施策の展開など、計画のポイントとなる内容について簡潔に記載しています。

続きまして、資料4をご覧ください。計画の内容をより分かりやすく伝えるための「やさしい版」になります。やさしい版の作成に当たっては、

文字を大きめにしたり、ふりがなを振るなど、子どもにも分かりやすく読みやすい内容となるよう、工夫を行っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

かなりのボリュームですけれども、現在の計画を継承しているもの、それから、既に別の形で提案されていたものもありました。何かご質問とかご意見等はございますでしょうか。資料2を中心に見ていただければと思います。

先ほども言いましたように、検討することについてはあらかじめいろいろ意見を聞いたりしたところなのですが、何かございますか。

拠点施設については前の計画どおり進めていくということでもいいのですね。確認ですけど。

こども政策課長  
(柳本)

はい。昨年度策定しました素案のとおりの実施ということで記載しております。

石田教育長

その素案のとおりに進んでいるということで、その時にだいぶ、いろいろな意見を頂いたところでもありますけれども。

ほか、何かありますでしょうか。いいですか。

佐々木委員。

佐々木委員

内容については、これまでも資料をずっと見させていただいたものだと思います。根拠法のところで、難しい質問ではなく、5つに増えましたというお話がどこかで出てきていたかと思うのですが、これは一般的に、日本全国でもうそのようにしようなのか、川西市独自の視点で根拠法が一つ増えたのかとか、そのあたりの流れが分かれば教えてください。

こども政策課長  
(柳本)

今回、一つ増えました根拠が、子どもの貧困に関する法律に基づくものですけれども、子どもの貧困に関する計画というのは、従来から努力義務として市町村に課せられていたものですけれども、昨年度策定されました、こども基本法、あるいはこども大綱などで、子どもの貧困についても市町村で取り組んでいく必要性というのが、国のほうからも強く指示されていますので、それらを受けて今般、川西市では、今回つくる計画の中に根拠

法の一つとして入れるということにしております。

全国的にどのような動きがあるかというのは、全ては把握しておりませんが、基本的に、この法律も根拠にして動くというところも増えてきているのではないかと考えております。

以上です。

石田教育長

ほかにございますか。

私から聞くのはあれですけど、中間見直しを令和9年にされるのですね。常にこのサイクルで回るっていう、この2年間の見直し、できるだけ短期的に見直すこと自体は重要だと思っておりますが、ただ、反面、状況見ていると、かなり担当課の負担が重いというところがあって、この中間見直しは、特にどういう点を見直すような感じで考えておられるのかだけ、少し教えていただけたらと思います。

こども政策課長  
(柳本)

この計画の期間が5年っていうのは法律で決まっておりますので、その中間であります、今回で言いますと令和9年度に中間見直しというものを想定しております。

そこで見直す内容ですけれども、教育保育に関してはさまざまな点で時代の移り変わり等も早いので、いろいろ見直すところはあるのですけれども、特にこれを中間見直しで、特に全てこれを見直すというわけではないのですけれども、見直す項目として一番多くあるのは、第5章のところにあります、量の見直し、量の計画確保策、そのあたり、待機児童でありますとか、そういうところについては必ず見直しておく報告になってくるかなと思っております。

石田教育長

分かりました。確保方策を考える時の量の変動について変更するところがあればという考え方でいいということですね、分かりました。

倉見委員、治部委員、よろしいでしょうか。金子委員、よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第27号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては可決されました。

以上で本日の議事は全て終わりました。

これを持ちまして、第19回川西市教育委員会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

[閉会 午後2時17分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和6年12月19日

署名委員 金子 愛

佐々木 歌織